

# 鳥取県農地中間管理事業の推進に関する基本方針

## I 趣旨

この基本方針は、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第3条に基づき、鳥取県における、担い手が利用する農用地の面積の目標、農地中間管理事業の推進に関する基本的な方向等について定めるものである。

## II 基本方針

### 1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者（以下「担い手」という。）が利用する農用地面積の目標

概ね10年後（平成35年度）の鳥取県における担い手が利用する農用地の面積の目標を18,000ha（全耕地面積の52%）とする。

	現在（平成24年度）	概ね10年後 （平成35年度）
耕地面積（①）	34,900ha	34,000ha
うち、担い手が利用する 面積（②）*	7,375ha	18,000ha
担い手への集積率（②／①）	21.1%	52%

\*現在の「担い手が利用する面積」は国が定める担い手が経営する面積とした（H25.3現在）。

認定農業者(6,464ha)、基本構想水準到達者(169ha)、  
集落営農経営（一括管理・運営する集落営農）（742ha）

\*概ね10年後の「担い手が利用する面積」は、国全体の集積目標「担い手に全農地の8割を集積」を達成するために、国が定めた各県の集積目標（H22年度の各県の集積率の2.5倍）を踏まえ設定した。

H22年度の担い手の農地集積率：20.7%

### 2 1以外の農地中間管理事業の推進により達成しようとする農用地の利用の効率化及び高度化の促進に関する目標

- (1) 担い手の農業経営の効率化を図るため、分散錯圃の解消により農用地の集団化を進める。
- (2) 農用地の集団化の実態把握にあたっては、農地中間管理機構（以下「機構」という。）が貸付を行っている農業者のデータ及び農地地図情報システム等を活用する。

### 3 農地中間管理事業の推進に関する基本的な方向

- (1) 県は、機構を担い手の規模拡大や農地集積、分散錯圃の解消による農用地の集団化を支える中核的な事業体と位置づけ、関係機関との連携を密にして、最大限に活用する。
- (2) 農地中間管理事業は、本事業が効率的かつ効果的に実施され、担い手の育成や規模拡大、農用地の集団化を促進する効果が高い区域において重点的に実施するものとする。
- (3) 農用地として利用することが著しく困難なときは、農地中間管理権を取得しないものとする。
- (4) 県は、農用地の受け手となる担い手を育成するため、関係機関と一体となって、集落営農の組織化、新規就農の促進、農業経営の法人化等に努めるものとする。
- (5) 県は、市町村が主体となって行う「人・農地プラン」の成熟化（地域での徹底的な話し合い）を積極的に支援し、地域ぐるみで担い手の育成や農地の集積、集団化を進めていこうという機運の醸成を関係機関とともに図っていくものとする。

### 4 農地中間管理事業の実施方法

- (1) 農地中間管理事業は、3の(1)のとおり、機構が中核的な事業体として関係機関と連携を密にして実施するものとするが、機構は全ての市町村に農用地利用配分計画案の作成を求めるとともに、一部の業務について、原則全ての市町村の同意を得た上で業務委託を行うものとする。
- (2) 機構は、一部の業務について、農業協同組合、市町村公社、土地改良区などが当該業務を適切に行うと認める場合には、当該業務を委託できるものとする。
- (3) (1)、(2)のほか、農地中間管理事業の実施方法は、知事の認可を受けて機構が作成する農地中間管理事業規程において定めるものとする。
- (4) 農地中間管理事業規程は、次の事項を定めるものとする。
  - ア 農地中間管理事業を重点的に実施する区域の基準
  - イ 農地中間管理権を取得する農用地等の基準
  - ウ 借受希望者の募集等
  - エ 貸付希望者の把握及び農地中間管理権の取得の方法
  - オ 農用地利用配分計画の決定方法（貸付先決定ルール）
  - カ 賃料の水準等
  - キ 機構の有する農地中間管理権の設定又は移転に係る契約等の解除
  - ク 農用地等の利用条件改善業務の実施基準
  - ケ 相談又は苦情に応ずるための体制
  - コ 市町村（農業委員会を含む。）との関係
  - サ 業務委託

## 5 農地中間管理事業に関する普及啓発

- (1) 県、各市町村及び農業協同組合等の農業関係機関・団体は、それぞれが実施する研修会や集落座談会等を活用して、農地中間管理事業の目的や機構の果たす役割について、周知徹底を図っていくものとする。
- (2) その上で、「人・農地プラン」を基にした集落での話合いにおいて、地域の担い手の確保や農地集積の進め方や、そのための機構の活用方法について検討されるよう促していくものとする。

## 6 県、市町村、機構及び関係団体等の連携及び協力

新しい担い手の確保・育成や既存の担い手の規模拡大・農地の集団化などの取組に対し、県（県庁関係課、地方機関、農業改良普及所等）は機構、県農業会議、市町村（農業委員会含む）、農業協同組合系統組織、土地改良事業関係団体等の関係機関と連携・協力して支援を行っていく。

また、県は、このような動きが集落ぐるみでの取組になるよう、関係機関に対し、プロジェクトチームによる支援体制の構築などを積極的に働きかけ、地域の話合いによる「人・農地プラン」の成熟化や同プランの実現に向けた機構の活用について地域や関係機関と一体となって取り組むものとする。